

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱

制定 令和2年3月30日 区長決定 要綱第40号

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る物品等を購入するための経費の全部または一部を補助することにより、園内における感染拡大防止の徹底を図り、もって、児童および職員の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (3) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (4) 認証保育所 「東京都認証保育所事業実施要綱」（12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証する施設をいう。
- (5) 認可保育所等 認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業および認証保育所をいう。

(補助対象経費等)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止（以下「感染拡大防止」という。）を図るための次に掲げる物品または備品（以下「物品等」という。）の購入に係る経費とする。

- (1) マスク、消毒液等の物品
- (2) 空気清浄機、体温計等の備品
- (3) 前2号に掲げるもののほか、感染拡大防止を図るための物品等で区長が必要と認めるもの

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。

- (1) 500,000円
- (2) 前条各号の物品等の購入に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対

象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額

2 補助金の交付は、同一施設において1回に限り受けることができる。

(交付申請)

第5条 認可保育所等の設置者（以下「設置者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 物品等の購入に係る発注書の写し

(2) 物品等の購入に係る領収証の写し

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査したうえで、補助金を交付することと決定したときは品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金請求書（第4号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された補助事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(違約加算金)

第11条 補助事業者は、第9条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満を除く。)を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第12条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第13条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、物品等の購入（以下「補助事業」という。）により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類（以下これらを「補助事業関係書類」という。）を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、補助事業関係書類を当該財産の財産処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報

告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- 3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第18条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱に基づく補助金は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発注および支払を行った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための物品等の購入に係る経費について、適用する。

第1号様式（第5条関係）

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費
補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者

㊟

設置者住所

電話番号

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金について、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請する。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円
2. 施設区分 認可保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業
認証保育所
3. 購入年月日 _____ 年 月 日
4. 添付書類 発注書の写し
領収証の写し

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費
補助金交付決定通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱第6条の規定に基づき、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費
補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱第6条の規定に基づき、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

第4号様式（第7条関係）

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金
請 求 書

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所 在 地

施 設 名

請求者住所

氏 名

印

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費
補助金交付決定取消通知書

設置者名 様
(保育所名)

品川区長 印

年 月 日付 第 号により通知しました、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金の交付決定について、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱第9条第3項の規定に基づき、下記の理由で取り消したので通知します。

記

取消理由

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地 ）
代表者氏名 ㊟

品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費
補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助金のうち、品川区認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱第17条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日
2. 決算期間
3. 消費税および地方消費税の申告の有無
4. 仕入控除税額の計算方法
5. 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。